

## 平成 30 年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が引き下げられ、平成 30 年度以降、給与収入 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額が 220 万円となりました。

### 2 セルフメディケーション税制の創設

平成 30 年度の住民税申告から、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること）推進の観点から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組（ ）を行った方で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に年間 1 万 2 千円を超える特定一般用医薬品等（スイッチ OTC 医薬品）を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができるようになりました。

なお、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

健康の保持及び疾病の予防への一定の取組とは、次のものが該当します。

- ・ 保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）  
申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません。
- ・ 市町村が健康増進事業として行う健康診査（骨粗鬆症検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等）
- ・ 予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種）
- ・ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
- ・ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）又は特定保健指導
- ・ 市町村が実施するがん検診

スイッチ OTC 医薬品とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できる市販の医薬品に転用された医薬品です。

対象品目については、厚生労働省のホームページ（外部リンク <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>）に掲載されています。

なお、一定の取組に要した費用（インフルエンザの予防接種費用など）は対象となりません。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合には、セルフメディケーション税制の明細書及び適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要となります。

書類の例は、次のとおりです。

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書又は結果通知表
- ・人間ドックやがん検診等の各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

### 3 医療費控除の明細書の添付の義務化

平成30年度の住民税申告から、医療費の領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。（ ）（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合には、医薬品購入費の領収書提出の代わりに、セルフメディケーション税制の明細書を添付する必要があります。）

なお、領収書は5年間保管し、市から提示を求められた場合には、提示又は提出する必要があります。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できるようになりました。この場合、医療費通知は原本を添付する必要があります。

経過措置として、平成30年度から平成32年度については、従来通り、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。